

『等族制国家から国家連合へ』

——近世ドイツ国家の設計図

「シュヴァーベン同盟」——

（創文社・二〇〇五年一月刊・A5版
v十二七八十九三頁・本体価格六、八〇〇円）

渋谷 聡

本書は、これまで論じられることが少なかつた「シュヴァーベン同盟」を対象としつつ、そこからドイツの連邦制的伝統の形成を問わんとする、壮大な試みである。以下、きわめて簡潔に、本書の内容を紹介することにした。

まず、序章「連邦制」の淵源としての「等族同盟」では、シュヴァーベン同盟（以下、同盟と略記）を国家連合の起源として論ずる、という本書の主題が研究史に即して位置づけられ、課題の設定がなされる。同時代人ブーフエンドルフの考察、コゼレックらの概念史、国制史研究の成果を比較検討するなかから、ラントフリーデのために結成され、一定の地域性を伴った同盟にこそ、連邦制的伝統の発生源を求めることができる。ついで研究状況の確認がなされ、カールの教授資格論文に結実した近年の研究動向が整理される。カールの研究において残された課題として、地域統合と人的結合との関係が指摘され、この関係の究明に本書は取り組むことになる。

続く二つの章において、同盟の歴史とその制度が概観される。第一章「シュヴァーベン同盟略史」で

は、五次におよんだ同盟の歴史（一四八八—一五三四年）が、構成員たる等族の加盟状況の変遷を軸として描かれる。第二章「同盟の制度」では、同盟が他の等族同盟には見られない特徴を有していたことが、加盟の法的枠組み（誓約と同盟規約）、同盟参事会と同盟団長などの政治制度、仲裁と裁判の二方法による裁判制度ならびに税制と財政の側面から、明らかにされる。

同盟が獲得した地域性について、人的結合ならびに地域統合の視角から説明することに取り組まれた。本書の作業の核心部分が、第三、第四章である。

まず第三章「同盟の人的統合」では、同盟指導者および個々の同盟構成員の結合が多様な人的結合の複合的な組み合わせによって維持されていたことが明らかにされる。ここでは、近年のドイツ国制・社会史研究において注目されている「社会的流動化」の帰結として、新興の貴族や都市門閥、彼らに連なる学識者が同盟政治に参加していった様子が活写されている。これらの人的関係から同盟の地域的まとまりが支えられていた、とするのが先行研究による説明であった。しかしながら、同盟の地域性は、必ずしも人的関係と一致していたわけではない。

この点を明らかにするために、同盟の主要な政治機能であるラントフリーデ維持活動の分析をへて、地域の一体性の達成度が測られる。第四章「同盟の地域統合」では、はじめに国際政治学における政治的地域統合の理論が検討され、新機能主義の「波及」理論を援用した、著者の方法が確定される。結論として、つぎの三点が導かれる。①ラントフリーデ機能を發揮する二つの方法のうち、司法機能（機

関化した裁判所による仲裁・裁判）を通じて、同盟の地域統合は暴力禁止圏の形で実現した。同盟の政治機能は、暴力禁止に限定された単一的な機能であり、後の帝国クライスへの発展を準備するものであった。②こうした政治的機能は、同盟が崩壊した（一五三四年）後に、帝国改革の政治過程のなかで帝国国制へと受容され、一五五五年の帝国執行令において、ドイツ全体に適用される国制機関（帝国クライス制度）として具体化された。その意味で同盟は、近世神聖ローマ帝国の設計図であった。③同盟は、等族が帝国の権威を背負った司法制度を共有したのに対し、ハプスブルク家との対立ゆえに帝国の司法制度を認めることができなかったスイスとネーデルラントは、帝国から分離した。

結論「連邦制的伝統を担う同盟」では、以上の検討内容が要約され、本書の主張が確認される。すなわち、「地域的な政治契約は、同盟によって初めて帝国と共存可能な現実政策であることを証明され、帝国クライスに受け継がれて、帝国における国家連合の伝統となったのである。」（二一六—一七頁）

以上の内容が盛り込まれた本書については、次の二つの点に、その積極的な側面を認めることができる。第一に、質量ともに膨大な未公刊史料に対し、データベース化をはじめとする先進的な処理方法を駆使することにより、本格的かつ模範的なブロンボグラフィ研究ならびに地域研究として、本書はまとめ上げられている。管見の限り、これほどまでに叙述の全般にわたって未公刊史料の検討成果を生かした、日本人による近世ドイツ国制史研究の成果を評者は知らない。もともと、どれほど大量の文

書館史料に依拠したとしても、広い知見に裏打ちされた方法論を持つていなければ、「宝の持ち腐れ」となる。この点で、第二に評価されるべきは、研究史の幅広い検討がふまえられたことにより、著者が説得的な理論的枠組みを構築しえたことである。このことは、序章・本論・結語の二一八頁のうち、約五〇頁、すなわち二割強の分量が研究史的考察にあてられていることから、窺うことができよう。とりわけ第四章の序盤で展開される、「政治的地域統合の理論」に関する考察は、歴史学における地域研究全般の進め方についても、裨益するところ大であると思われる。

以上に述べてきたとおり、本書は理論・実証の両面において、きわめて完成度の高い作品である。しかしながら、著者の魅力的な論理のなかにこそ、本書の問題点もひそんでいるように思われる。すなわち、著者の論理によれば、①同盟（連邦制的伝統の起源、帝国クライス制度の青写真）の政治的機能（司法機能）が、一六世紀前半の帝国政治（帝国改革）の展開をへて、②帝国クライス制度として具体化されたことにより、③後にドイツとなる帝国に対して、「地域性を帯びた国家連合」（二一五頁）に向かう可能性が示された。この論理展開のうち、少なくとも②から③についていえば、大筋の展開（帝国崩壊後のライン連盟の結成等）は示されているものの、歴史の実態に即した実証が提示されるわけではない（①から②については後述）。もつとも、著者の狙いは、ドイツ史の底流にある、連邦制的伝統という「政治文化」の抽出にあるわけであるから、このような評者の批判的をはずしているかもしれない。

しかしながら、「地域性を帯びた国家連合」（傍点評者）としての帝国の「諸地域」において、同盟において育まれた「地域的な政治契約」という政治文化がどの程度まで受容されたのか、さらには受容における「地域差」がなかったのかどうか、といった疑問を評者は抱かざるをえない。

結論を先取りしていえば、この問題（②から③への論理展開の妥当性）こそ、評者が本書に対して感じる第一の疑問点である。以下では、これに付随した疑問点ないし問題点を、三点にわたって提起することにしたい。考えようによっては、これらの問題がクリアされることにより、著者の論理はさらに補強されることになるのかもしれない。

第一に、著者の論理のうち、①から②については、いって程度を示唆や実証が示されているが、なお十分ではないように思われる。例えば、同盟と帝国クライス双方の法制的枠組み、すなわち「同盟規約」と帝国執行令とを比較することにより、①から②への連続面を明示することも可能となったであろう。一世代前の先行研究が用いた「法実証主義的」な手法の採用を意図的に避けた著者は、同盟規約の条文の検討には踏み込まず、その出典について注記するにとどめている。しかしながら、部分的にでも両法令の条文が比較検討されていれば、著者の論理をさらに説得的に示すことができたのではないだろうか。同盟の実態から後の帝国クライスへの発展を想定する箇所についても、同様のことがいえよう。「紛争調停方式」（七八頁）、等族資格を有した主要等族とその役人として働くクライアント騎士との関係（一三四頁）等が、「後の帝国クライス制度への

発展を予想させるもの」（一三四頁）として提示されているが、これらに対応するクライス制度の下での実態は示されていない。もつとも、この点については、自己の研究テーマとの関連からして、評者自身も認識を深めていかなければならない。

第二に疑問に感じるのは、著者が「帝国」をいかなる存在として理解しているのか、言い換えれば、著者による帝国の定義何如、という点である。先行研究による「連邦的体制」等の帝国の定義に対し、著者は理解を示しつつ、これらを援用しながらも、最終的にはこうした定義づけを避けているように見える。帝国は、地域的政治契約という政治文化にあって、単なる受け皿にすぎなかったのか。それとも、何らかの政体として理解すべきものなのか。この点に関する著者の見解を示しておくことが、必要であったように思われる。

最後に確認したいことは、本書の表題、すなわち「等族制国家から国家連合へ」の含意についてである。とりわけ評者にとって不可解なのは、「等族制国家」という表現が何を指しているか、という点である。本書の説得的な叙述からすれば、この概念が同盟を意味するものとは思われない。それとも、同盟所属の諸領邦を意味するのだろうか。いずれにしても、「等族制国家」が意味するところは、評者にとつていまだに「謎」である。

以上、望蜀とも思える問題点を書き連ねてきたが、評者の誤読については著者のご海容を乞う次第である。本書が様々な分野の読者の目にふれることを祈念しつつ、擲筆することにした。

（島根大学教授）